

公益財団法人日本教育公務員弘済会給付奨学金事業
令和6年度公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部
高等学校等給付奨学生募集要項

高校生を対象とする奨学給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会という。」）の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和6年度は、下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、高校等の修学の継続を支援します。

(2) 応募の資格要件

① 長野県内の高等学校等(高等学校定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1.2.3学年、専修学校高等課程及び3年制高等専修学校を含む)に在籍する者とします。(国籍を問いません。)

② 家庭の事情により学費支弁困難と認められる生徒、向上心に富み、かつ学業に耐えうる生徒、学校長の推薦を受けた生徒等(1校3名まで)とします。

※ 「定時制」課程が設置されている高等学校については、「4名以内」とします。但し、その場合も「全日制」課程での応募枠は、「3名以内」とします。

※ 「副校長」配置の県立高等学校キャンパス校及びサテライト校については、「1校」としての申請を可能とし推薦者を副校長とすることができます。

③ 収入の目安は、生計を一にする世帯全所得額がおおよそ350万円以下の生徒等とします。尚、前年度所得がこれを上回る場合も、家計が急変した方については、その旨を「給付奨学生申請書」の「備考」欄にご記入いただくことで審査の対象とします。

3. 募集人数

270名

4. 給付金額

奨学生一人に対し10万円を給付します。

5. 交付時期

給付金は、令和6年9月中旬に送金し、10月中旬までを目途に学校長と担任立会いのもと、生徒本人(親権者同伴)に目録を交付します。

6. 募集期間

令和6年6月17日(月)～7月19日(金) (必着)

7. スケジュール

7月29日 選考委員会
8月上旬 本部理事長決済
8月上旬 選考結果を各校長に通知
8月～ 各校にて贈呈式(目録)
9月中旬 口座への振り込み
12月末 成果報告書締切

8. 提出書類

- ① 高等学校等給付奨学生申請書（下記の方法で作成ください。）
- ② 高等学校等給付奨学生振込依頼書（下記の方法で作成ください。）
- ③ 所得証明書…市町村が発行する保護者の令和6年度所得証明書（各市町村で発行してもらってください。）

令和6年度所得証明書とは令和5年1月～令和5年12月収入分の収入・所得金額が確認できる書類を指します。（保護者の一方が控除対象配偶者であってもお二人分の書類が必要です。）

- ④ 在学証明書（各校事務室で発行してもらってください）
- ⑤ 学校長の推薦書（別添の用紙をお使いいただくかHPよりダウンロードしてご記入ください。）

①奨学生申請書、②高等学校給付奨学生振込依頼書の作成方法

・下記公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部 HP の「高等学校等給付奨学生申請書及び振込依頼書作成フォーム」に必要事項を入力し申請書及び振込依頼書を作成してください。その後、申請書及び振込依頼書をプリントアウトし、必要箇所（本人氏名・親権者氏名）に署名、捺印してください。

・振込依頼書に通帳の名義及び口座番号欄のコピーを添付してください。

公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部 HP の URL

<https://www.nagano-kyoko.jp> 「長野教弘」で検索できます。

入力前にご準備いただきたいこと

別添の「申請書見本」と「振込依頼書見本」をご覧ください、以下の事項をご準備いただいた上で入力してください。

- 申請者の氏名・フリガナ・生年月日・学校名・学年・入学年度・卒業見込年
- 親権者の氏名・フリガナ・生年月日・現住所・電話番号
- 生計を一にする者の所得合計(所得証明書の所得欄の合計)
- 振込先(通帳等で間違いのないようにご確認ください)

金融機関名・金融機関番号(4桁)(例:八十二銀行 0143 ゆうちょ銀行 9900 長野銀行 0533)・支店名・支店番号(3桁)・口座番号(7桁)・口座名義・フリガナ

9. 書類提出先

〒380-0836

長野市南県町999-18 不動産会館ビル内

公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

10. 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
- ② 給付の必要性2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

(2) 選考の手順

支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 修学意欲の確認

11. 奨学生の採用決定

給付奨学生は、選考基準を踏まえて選考委員会の選考を経て、公益財団法人 日本教育公務員弘済会理事長が決定します。その結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知します。

12. 諸届出事項について

給付奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、給付奨学生または親権者は、「給付奨学生異動報告者」を、長野支部長に届け出てください。

- ① 奨学生が休学・復学・転学・留年・留学又は退学したとき
- ② 奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- ③ 奨学生が死亡したとき

13. 給付奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとします。

- ① 給付金を奨学目的以外に使用したとき。
- ② 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき。
- ③ その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

14. 給付奨学生成果報告書の提出

奨学生は12月末日までに「給付奨学生成果報告書」を長野支部へ提出する。